

## 岐阜県図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

### (趣旨)

第一条 この要綱は、岐阜県図書館雑誌スポンサー制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第二条 雑誌スポンサー制度の導入により、岐阜県図書館（以下「図書館」という。）の図書資料等を確保し、もって県民の図書館利用サービスの向上を図ることを目的とする。

### (雑誌スポンサー制度の内容)

第三条 雑誌スポンサー制度は、広告を掲載する者（以下「広告主」という。）が購入代金を負担する雑誌のカバーに広告を掲載し、図書館の利用者の閲覧に供することをいう。

### (広告主及び広告の対象)

第四条 広告主が、次のいずれかに該当する場合は、雑誌スポンサー制度の対象としない。なお、契約期間中においてこれらに該当するに至った場合も同様とする。

- 一 民事再生法又は会社更生法による再生又は更生手続中のもの
- 二 法律、法律に基づく命令、条例及び規則等に違反したもの
- 三 県の入札参加資格において指名停止措置を受けているもの
- 四 暴力団又は暴力団の構成員その他これらに準ずるもの
- 五 前各号に掲げるもののほか、広告掲載の対象とすることが適当でないもの

2 広告の内容は、県行政の公共性、品位及び信頼性を損なうおそれがなく、かつ、県民に不利益を与えないものとし、その内容が次のいずれかに該当又は該当するおそれがあるときは、広告掲載の対象としない。

- 一 法令等に違反するもの
- 二 公序良俗に反しているもの
- 三 基本的人権や他の者の権利等を侵害するもの
- 四 政治性又は宗教性のあるもの
- 五 虚偽であるもの又は誤認されるおそれのあるもの
- 六 内容又は責任の所在が不明確なもの
- 七 意見広告（社会問題その他についての主義又は主張に当たるもの）
- 八 個人の氏名広告
- 九 比較広告

十 前各号に掲げるもののほか、広告掲載の対象とすることが適当でないもの

3 前項各号に掲げる内容に係る基準は、岐阜県図書館長（以下「館長」という。）が別に定める。

### (広告掲載期間)

第五条 広告の掲載期間は、原則として図書館が掲載を決定した月の翌月から1年間とし、当該年度の末日をもって終了とする。ただし、期間満了の3ヶ月前までに、図書館または

広告主いずれかの解約の意思表示がない場合は自動的に継続するものとし、その後も同様とする。

(広告主の募集)

第六条 広告主の募集については、館長が別に定める。

(広告主の選定及び広告の内容審査)

第七条 広告主は、図書館が選定する。

- 2 広告主は、掲載しようとする広告内容について、あらかじめ図書館と協議するものとする。図書館は具体的な広告内容を審査し、必要な修正を求めることができるものとする。
- 3 広告主は、正当な理由がない場合は、図書館が求める広告の内容の修正に応じなければならない。

(審査会)

第八条 前条の審査を行うため、岐阜県図書館雑誌スポンサー・広告審査会（以下「審査会」という。）を設置することとし、その事務局を図書館総務課に置く。

- 2 審査会の委員長は館長を、委員は副館長、総務課長、企画課長、サービス課長、管理調整係長、資料係長、文化伝承課教育文化係長、そのほか館長が必要と認める職にある者をもって充てる。
- 3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、副館長がその職務を代理する。

(会議)

第九条 審査会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 審査会の会議は、委員の過半数の出席により成立する。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は委員長の決すところによる。
- 4 委員長が必要と認めるときは、関係者に会議への出席を依頼し、説明を求めることができる。

(広告掲載の責務)

第十条 広告主は、掲載した広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

附 則

この要綱は、平成22年5月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年3月1日から施行する。